

**令和 6 年度外国人材確保支援事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の名称

令和 6 年度外国人材確保支援事業業務委託

2 委託業務の目的

少子高齢化により、県内の生産年齢人口（15～64 歳）は、2040 年には 2000 年から約 44 万人減少すると予測されており、2040 年に必要とされる労働需要数に対して約 22 万人が不足する深刻な労働力不足となる見込みであるなか、外国人など多様な人材を活用して労働力不足を補い、県内産業の維持・発展につなげることが求められている。

このため、本県では、将来の幹部候補生や企業の生産性向上等の業務を担う高度外国人材の採用をめざす県内中小企業を支援するため、海外において合同面接会を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出する。

3 委託業務の概要

- (1) 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日（月）まで
- (2) 委託業務の内容 別添「令和 6 年度外国人材確保支援事業業務委託 仕様書」のとおり

4 委託上限額

18,226,230 円【消費税及び地方消費税（税率 10%）を含む】

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ア 該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に定める職業紹介事業の許可を有する者であること。
- エ 職業安定法等の法令に基づき、職業紹介の取扱地域としてベトナム社会主義共和国が既に許可されていること。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和6年度外国人材確保支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、総合的に勘案して最優秀提案を選定する。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合がある（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができる。）。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出書類

- (ア) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- (イ) 登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）の写し
- (ウ) 身分証明書の写し（個人の場合のみ。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。）
- (エ) 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書の写し（個人の場合。東京法務局発行のもの。）
- (オ)（必要な場合のみ）企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は「委任状（第2号様式）」
- (カ) 有料職業紹介事業許可証（許可の有効期間内であるもの）の写し

イ 提出期限 令和6年3月5日（火）17時必着

※FAX又はメールによる提出も可とするが、下記（2）企画提案書等の提出時までには原本を提出すること。

また、郵便又は民間事業者による信書便の場合は、電話等により到着確認を行うこと。

ウ 提出先 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

エ 結果通知 令和6年3月14日（木）17時までにメールまたは電話にて通知

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

- (ア) 企画提案書※1 9部（正本1部、副本8部）
- (イ) 見積書※2 9部（原紙1部、コピー8部）
- (ウ) 参考資料※3 9部（正本1部、副本8部）

イ 提出日 令和6年3月25日（月）17時必着

※郵便又は民間事業者による信書便による場合は、電話等により到着確認を行うこと。

ウ 提出先 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

※1 企画提案書

原則A4版・20～30頁程度・文字サイズ12ポイント以上で、様式は自由とする（長辺綴じとすること）。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をすること。加えて下記項目については、企画提案書に必ず記載すること。

<企画提案書記載内容>

①事業実施にあたっての基本的な考え方

三重県における労働者不足を緩和するため、ベトナム人材が日本（三重県）で就労する優位性、課題認識、今後必要な取組等についての考え方

②人材及び企業の募集

- ・参加学生の集客方法、集客にあたり工夫する点、想定する合同面接会への参加学生数
- ・参加企業の集客方法、集客にあたり工夫する点
- ・参加学生として想定する大学、学部等及び大学や関係機関等との提携
- ・上記大学等で想定される職種

③企業を対象とした事前説明会の実施

- ・企業が参加可否を判断するための事前説明会における主な説明内容
- ・参加企業に関する事前説明会における主な説明内容

④合同面接会及び個別面談の実施

- ・合同面接会の開催による参加者企業数、内定者数（目標値）
- ・（該当する場合のみ）合同面接会の開催都市としてハノイを想定しているが、受注者の強みを生かした都市があれば提案すること。
- ・人材と企業とのマッチング、選考等の実施方法として、合同面接会及び個別面談の実施を想定しているが、効果的なマッチング、選考等の方法があれば具体的な仕組みを提案すること。

<合同面接会関係>

- ・合同面接会の開催方法（想定する実施場所、開催時期、当日スケジュール、実施内容、通訳の配置等）
- ・合同面接会における参加企業向けの具体的な支援内容
- ・（参加企業に費用負担を求める場合のみ）想定している費用負担の概要

<個別面談関係>

- ・個別面談の実施方法（想定する実施場所、開催時期、通訳の配置等）
- ・個別面談における参加企業向けの具体的な支援内容
- ・（参加企業に費用負担を求める場合のみ）想定している費用負担の概要

⑤日本語の学習プログラム等の実施

- ・人材の日本語教育レベルに差異が想定されるため、効果的な日本語学習プログラムの実施方法（目標とする日本語検定のレベル、想定する実施内容・実施回数、実施場所・実施期間、日本語教育を実施する講師、習熟度の低い人材又は企業に対するフォローアップなど）
- ・（参加企業に費用負担を求める場合のみ）想定している費用負担の概要

⑥人材の入国サポート

- ・企業での就労に必要な在留資格等の手続き支援の概要
- ・（参加企業に費用負担を求める場合のみ）想定している費用負担の概要

⑦人材の定着支援

- ・（希望する企業のみ）令和7年4月以降、本県に入国して就職した人材が安心して就労できる職場環境づくりに向けた取組の概要
- ・（希望する企業のみ）想定している費用負担の概要

⑧実施効果の測定・分析等

- ・企業や人材を対象としたアンケート調査の実施方法、結果報告（内容、集計方法、報告方法等）

⑨その他

- ・本事業が充実した事業となるための事業者独自の提案
- ・「技術・人文知識・国際業務」を取得できる知識や能力を有している外国人材を確保するため、ベトナム以外の海外において合同面接会の開催を見込むことができる対象国とこれまでの参加企業数、内定者数、就職者数等の実績

⑩委託業務の執行体制

- ・業務実施スケジュール(工程表)及び進行管理
- ・人材及び企業の募集、合同面接会・個別面談の実施、日本語の学習プログラム等の実施、人材の入国サポート、実施効果の測定・分析等のスケジュール
- ・業務実施体制、従事者の業務実績・経歴等

※2 見積書

委託事業の対象となる事業費は、本業務を実施するために必要な経費のうち、受託事業者の通常業務と区分して経理することが可能な経費とする。また、見積書の作成にあたっては、事業費（課税対象、非課税対象）及び消費

税がわかるように区分して作成すること。

※3 参考資料

過去3年間に同様の事業実施実績があれば、「契約実績証明書」に実施年度、事業名、契約相手先を記載して提出すること。(任意)

その他、企画提案に関する有効な資料や提案事業者の概要及びパンフレット等があれば、必要最小限の範囲で提出すること。

(3) 選定のための評価基準

ア 目的合致

委託目的と提案内容が合致し、目的達成のために、具体的かつ効果が高い内容が提案されているか。

イ 企画性

事業を行うにあたって、海外からの外国人雇用に関する必要な見識を有した上で、合同面接会や個別面談等の実施が現地の大学生等と県内中小企業とのマッチングにつながる効果的な内容であるか。また、日本語の学習プログラムの実施内容等が効果的な内容であるか。

ウ 実行性

企画が確実に実行できる体制が整備され、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。

また、業務の実行において、過去3年の間に今回の委託内容と同規模程度の契約実績を有しているか。

エ 専門性

業務の実施において、外国人雇用に関する専門的な知識や実績を有しているか。

また、企画する合同面接会や採用内定者に対する日本語の学習プログラム等の実施、入国サポート(県内企業での就労に必要な在留資格等の申請手続き支援)、定着支援に関して、専門的な見地から提案され、専門性の高い内容が計画されているか。

オ 経済性

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

(4) 第1次審査(書面審査)の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和6年3月28日（木）予定（詳細は参加資格確認後に連絡）

(イ) 実施場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階 雇用経済部会議室

7 質問書の提出

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和6年2月26日（月）17時必着

※持参、FAX又はメールにより提出すること。FAX又はメールによる場合は、電話等により到着確認を行うこと。

イ 提出先 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課

ウ 提出資料 様式任意（規格はA4版）

※タイトルは「令和6年度外国人材確保支援事業業務委託の質問書」とし、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを明記すること。

エ 留意事項 質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しない。

(2) 質問書に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和6年3月4日（月）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。

企画提案コンペに参加を希望する者は、質問の有無に関わらず企画提案書等を提出する前に当該ホームページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結時には、下記の書類が各1部必要となる。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法

(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、

納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担

企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。

- (2) その他特記事項

- ・提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。なお、応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはない。
- ・提出のあった企画提案書等の資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるので留意すること。
- ・企画提案コンペに係る選定の効果は、令和6年度予算発効時において生じるものとする。

16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

地域雇用・勤労者福祉班 担当：三枝（みえだ）、松本

電話番号 059-224-2461 FAX 番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp